

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年7月21日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人あかねクラブ

(2) 代表者名

高橋 明子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区新町通北小路上る平野町767番地8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、就労の意欲があっても就職が決まらない、仕事が続かない人達に対して、従来型の雇用者の側面からとらえた画一的な就労支援ではなく、個人が抱える福祉的課題を克服するため、専門性を生かした就労支援に関する相談事業を行い、関係機関・団体との連携、社会資源の活用、雇用の創造を柔軟に織り交ぜた縦割りではない労働と福祉の横断的な社会システムの構築に寄与することを目的とする。

とりわけ若年層を対象として、会員の持つ専門性を活用し、個別に就労支援を実施することで、対象者一人ひとりを最適な就労環境に結びつけ、継続して就労できるよう支援する。

そのため、従来型の雇用者側から提示された労働条件に対象者が合わせるための訓練をあまねく実施するような画一的な就労支援ではなく、個人が抱える福祉的課題の有無等の精査も含めた相談事業により、必要に応じて関係機関・団体との連携、社会資源の活用等、労働と福祉、教育の横断的な相談支援を実施し、相談事業を通じて不足する社会資源や柔軟な雇用形態の創造をもって新たな社会システムの構築に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年7月10日

(文化市民局地域自治推進室)